

◎新潟県告示第615号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法（平成23年9月2日新潟県告示第1153号）について次のとおり変更協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和8年7月10日

新潟県新発田地域振興局長

1 河川の名称

一級河川阿賀野川水系安野川

2 河川管理施設の名称又は種類

安野川右岸堤防

3 変更に係る河川管理施設の位置

(1) 阿賀野市百津村下1266番3から同市百津町1521番4まで

(2) 阿賀野市百津町1521番4から同市百津町1521番4まで

(3) 阿賀野市百津町671番から同市百津町1521番4まで

4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者 阿賀野市長 加藤博幸

住所 阿賀野市岡山町10-15

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和8年6月9日から道路の存続する日まで